

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（550））

2. 日時：平成29年12月20日 10時00分～10時30分  
13時30分～15時35分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、  
正岡安全審査官、土野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他11名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、隣接事業所の敷地に係る対応、「6条 外部からの衝撃による損傷の防止」及び「9条 溢水による損傷の防止等」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部事象）>

- 想定最大雷撃電流を保守的に算出していることを明確に整理して提示すること。
- 雷撃密度と落雷密度の違いを整理して提示すること。

<外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）>

- 緊急時対策所に対して想定する飛来物が、設計基準対象施設の機能を考慮する場合と重大事故等対処施設の機能を考慮する場合で異なっているが、同一と考えられるため、記載を見直して提示すること。

<溢水による損傷の防止等>

- 施設定期検査中の使用済燃料プール、原子炉ウェル及びドライヤセパレータープールのスロッシングによる溢水対策について、基礎となる設計方針を整理して提示するとともに、当該対策を行うことにより、これまでの溢水対策の変更の有無、安全施設への影響等について整理して提示すること。
- 当該対策を施設定期検査中に限定する理由を整理して説明すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合性に係る隣接事業所敷地管理等の対応状況について
- ・ 東海第二発電所 隣接事業所の敷地に係る対応について（審査会合における指摘事項への回答他）
- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 内部溢水影響評価におけるドライヤセパレータプール等のスロッシングへの対応について
- ・ 設計基準対象設備としてのブローアウトパネルの安全機能について